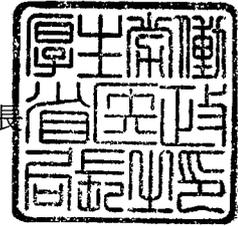




医政発第 0322006 号
平成 17 年 3 月 22 日

社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長



「臨床修練制度の運営について」の一部改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事あてに通知いたしましたので、貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

(別添)

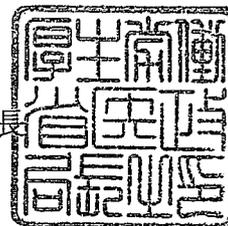
医政発第0322006号

平成17年3月22日



各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「臨床修練制度の運営について」の一部改正について

医療に関する知識及び技能の修得（これに付随して行う教授を含む。）を目的として本邦に入国した外国医師又は外国歯科医師（以下「外国医師等」という。）が厚生労働大臣の許可を受けて行う臨床修練制度の実施については、「臨床修練制度の運営について」（昭和63年7月4日付け健政発第387号厚生省健康政策局長通知）により、外国医師等の受入れについて、各指定病院の各部門の関わり方や責任体制を明確にし事故を防止するだけでなく、安易な受入れに伴うトラブルを防止できるよう、各指定病院ごとに制定し、受入体制の整備を図るべき規則の準則を示しているところであるが、平成16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」を踏まえ、今般、別紙のとおり「臨床修練制度の運営について」の一部を改正し、就労活動が可能な在留資格を取得している外国医師等が、医療に関する知識及び技能の修得に付随する教授を行う場合には、報酬を支給するものとする事としたので、貴職におかれても、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、外国医師等が報酬を受けて診療を行うには、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条第2項に規定する許可（資格外活動許可）を受けなければならないこと、支給する報酬の額は日本の医師免許又は歯科医師免許を有する者に支払われるものと同様以上のものでなければならないこと、本制度の運営に当たっては労働関係法令を遵守しなければならないことについても、併せて御了知の上、周知方願いたい。

○ 臨床修練制度の運営について (昭和63年7月4日付け健政発第387号厚生省健康政策局長通知)

改正後	改正前
<p data-bbox="357 1406 389 1823">臨床修練制度運営規則(準則)</p> <p data-bbox="416 1872 448 2074">1～11 (略)</p> <p data-bbox="464 1760 496 2047">(外国医師等の給与)</p> <p data-bbox="517 1144 807 2074">12 臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては、報酬を支給しない。ただし、<u>就労活動が可能な在留資格を取得している外国医師等が、医療に関する知識及び技能の修得に付随する教授を行う場合には、報酬を支給するものとする。この場合において、その報酬の額は日本の医師免許又は歯科医師免許を有する者に支払われるものと同等以上のものでなければならぬ。</u></p> <p data-bbox="836 1794 868 2047">(臨床修練証明書)</p> <p data-bbox="884 1144 1139 2074">13 臨床修練を行った外国医師等が真摯に研修し、十分な研修成果を挙げた旨の指導医等の報告があつたときは、委員会で一定の審査を行った上で適当と認められた外国医師等に対し病院長は<u>厚生労働大臣</u>の証明を添えて臨床修練証明書を発行するものとする。</p> <p data-bbox="1155 1951 1187 2047">(報告)</p> <p data-bbox="1203 1144 1347 2074">14 病院長は、毎年臨床修練の実施状況の報告書を<u>厚生労働大臣</u>に提出するものとする。その報告書には、委員会に報告された業務報告書等を添付するものとする。</p>	<p data-bbox="341 456 373 873">臨床修練制度運営規則(準則)</p> <p data-bbox="400 920 432 1122">1～11 (略)</p> <p data-bbox="448 808 480 1095">(外国医師等の給与)</p> <p data-bbox="501 197 596 1122">12 臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては、報酬を支給しない。</p> <p data-bbox="820 837 852 1095">(臨床修練証明書)</p> <p data-bbox="868 197 1123 1122">13 臨床修練を行った外国医師等が真摯に研修し、十分な研修成果を挙げた旨の指導医等の報告があつたときは、委員会で一定の審査を行った上で適当と認められた外国医師等に対し病院長は<u>厚生大臣</u>の証明を添えて臨床修練証明書を発行するものとする。</p> <p data-bbox="1139 994 1171 1095">(報告)</p> <p data-bbox="1187 197 1331 1122">14 病院長は、毎年臨床修練の実施状況の報告書を<u>厚生大臣</u>に提出するものとする。その報告書には、委員会に報告された業務報告書等を添付するものとする。</p>

(参考)

規制改革・民間開放推進3か年計画（抜粋）

平成16年3月19日

閣議決定

6 医療

キ 教育、臨床研修、資格

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成16年度	平成17年度	平成18年度
③医師の臨床修練制度の充実（厚生労働省）	構造改革特別区域推進本部決定において、医師の臨床修練については、医療に関する知識及び技術の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認したところであるが、「臨床修練中の外国医師等が行う診療に対しては、報酬を支給しない。」と規定している「臨床修練制度の運営について」（昭和63年7月4日健康政発第387号厚生省健康政策局長通知）を見直し、医療先進国からの臨床修練医の教授に対する適正な報酬を支給できるようにする。	早期に措置		